

令和2年11月1日

社会福祉法人慈昂会 行動計画（第2回）

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年11月1日～令和7年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：当法人の両立支援制度について制度の周知・利用を図るとともに、職員の働きやすい職場作りを行う。

<対策>

- 令和2年11月～ 入職時、当法人の両立支援制度や育児休業後の労働条件等について説明する。
- 令和2年11月～ 育児休業・介護休業等の制度や給付金について資料を作成して各職場に配置する。

目標2：育児休業取得者が職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

- 令和2年11月～ 育児休業取得者に対し随時職場の情報を提供する。職場復帰1ヶ月前に面談し職場の状況を把握してもらい復帰後の業務体制等の相談を行う。

目標3：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和2年11月～ 業務の繁閑を勘案しながら計画的な年休の取得を実施する。